

第7回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年6月11日（水）午後1時30分～

場 所：大口町役場 2階 第1会議室

■ 開会

[委員長あいさつ]

だんだん暑くなってきました。今回は、前回皆様に骨子をおもちして、それからスケジュールということでこれからはそのスケジュールに則って進めていきたいと思っております。

前回の骨子案について皆様方からいろいろご意見をいただいたものに対して、事務局の方で纏めるかしぼりこんだりしながら資料をつくりました。

またそれについて、事務局のほうからご報告と、それからスケジュールのことでありますが、地区懇談会等をどうするか、それからの昇さんのフォーラムの日程を聞いてくれましたので、そういうことを今日の議題とします。

それからもうひとつはかわら版ができました、ということでもあります。よろしければこれに対してもご意見をいただいて、今年度もいよいよこれからということで、よろしく願いいたします。

[町長あいさつ]

改めまして皆さんこんにちは。本日は大変ご多用の中を条例の策定委員会にご参加をいただき、誠にありがとうございます。また皆様方には、日ごろよりそれぞれのお立場でまちづくりに対してご支援をいただいておりますことに、あわせて厚く感謝を申し上げます。いよいよ6月に入ってきたわけではありますが、本町では、クールビズ、こんな形で、ノーネクタイで本会議を進められているところでもあります。今日、ネクタイ着用の方もおみえになるようでもありますけれども、一つおゆるしをいただきたいと思っております。今日はそうした中で常任委員会が開催されました。提案されておりました5議案については順調に審議が進み、適切にご決定をいただいて委員会を終わったわけでもありますけれども、協議会に活動支援センターの話が出てまいりました。いろんなご議論をいただいた。そういう中でまちづくり参加条例についても、これからこういうふうになるのかな、こういうふうにした方がいいかな、きいておきまして、骨子が固まっておると、こういうことのでつくっていただいております策定委員会あるいは検討委員会の皆様方の進まれる道に何の不安も感じておりません。しかし、議論になりますと、こうした回数を重ねておりませんので、過去の経緯からいろんな角度で、ご質問が出てくるわけでもあります。議会としてはすでに常識としてそんなことはありえないようなことでも質問が出てくる、こんな状況を今日も目の当たりにしたわけではありますが、そうした回数を何回体験するか、それによってより確かな条例が、また条例の必要性が議論され、町民にも理解される結果になってくるんじゃないかな、こんなふうにかんがえました。今日はとくに懇談会についてのご協議もいただけるようであります。そうしたことではこの懇談会についても数多い、あるいは密度の濃い議論ができるような準備、そんなことがお願いできたら、こんなふうにかんがっております。格段のよろしく願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

[議 題] (1) かわら版Vol.2について

委員長

それでは議題にしたがって進めます。かわら版の第2号、非常にまとまっていますが、ちょっと説明をお願いします。

主幹より資料1にそって説明

委員長

かわら版のほうが前回、皆様方にご報告をいたしました。昨年度のこの委員会といますか、いろいろな順を追って書いてあります。イメージキャラクターも登場して、なにか大森さんをちょっと若くしたような感じかな。その裏の方にですね、実は実況についてということで、町民の皆様にも親しくわかっていただくということと、それからいろいろ地区懇談会やらグループインタビューをしてきたことが、こういうことです、こういうふうにとまとめました、ということを書いているところで、さきほど町長が、これからいろいろ議論があるだろうというお話しがありましたけども、最終的には町民の皆さんからいただく意見というのが非常にそのときの大事な役割を果たすのではないかとということで、ここでエッセンスをまとめていただきましたけども、このあたりがとても大事なことになるんじゃないか。で、集まったことはやはり町民は参加だけではなくて、協働のまちづくりを希望している、それからまちの動向をもっと知りたい、あるいは他の活動をしているいろんな団体の情報も欲しい。それから町は、アカウントビリティという難しい言葉がありますけども、町民の疑問にきちんと答えて欲しい、どんどん情報を公開してください、それから質問に対して、一つ一つ報告をきちんとやってください、っていうそういうこと…それから昇先生の話があつて、これも非常に大事な事なんで、町民の皆さんになるべく広くわかっていただくということで、その下、最も重要なまちづくりの方針は第6次の総合計画に書かれていること「みんなで進める自立と共助のまちづくり」これが一番大事な基本になっていると思うんですが、こういうことできましょう、と。そうすると、条例の性質と位置づけっていうのは、こういうことになるでしょう、ということで、参加条例と仮称しておりましたけども、参加と協働を推進する条例で、大口町の憲法のようなもので、住民だけではなくて、行政執行者、議会、そういうところにもきちんとそれぞれの役割を書くということになるだろうと。それから条例は、参加と協働のまちづくり、さきほどもありましたけども、まちづくりを進めるためということで、逐次、こういうふうになってまいりますと、そういうことで、もう一度、この委員会の皆様方にも、その辺の内容を確認していただきたいと思いますが、これでこれは全戸配付になるんですか？広報の中に入れて。ということですが、何かこれに対して、ご質問とかご意見ございますでしょうか？

職務代理

もう印刷はお済ですか

主幹

いえまだです。まだ案です。

職務代理

ちょっといいですか。一番上の四角の実況中継、今、曾田先生がおっしゃいましたけども、地区懇談会、グループインタビュー、地区懇談会が出てますが、他の団体の情報、団体に入るのかもしれませんが、あの時でた話しでは確か、他の地区団体というのでしょうかね。それから同じ行で町民の疑問なんですけど、疑問と提案もありましたね、提案理由を答えて欲しいっていう。それぐらいあったほうがいいかなーと思うんですけど。

委員長

そうですね。他の地区の事はわかっているようで意外と知らないことがあったりするんで、それは大事なかなと。それからもう一つは、提案っていうのがありましたね、確かね。いろんなことを提案するんだけど何も答えが返ってこない。そういうことがあったんで、提案っていう意味で、疑問だけではなくて、そういういろいろやった参加の一番大事なところで、そういう提案、細かな意見に応じて欲しいというような。これはですから地区懇談会で意見ですから、この辺を入れたらどうでしょうかね。どうです皆さん。

委員

あの地区懇談会の時にですね、横文字というか、カタカナというんですかね、私もよく書くんですけど、そういうことが苦手な方もみえるんで。

職務代理

アカウントビリティとかね。

委員

その辺ももう一つわかりやすく。

委員

表面でいくとね、例えば第3回策定委員がファシリテーターってわかんないですよ。僕らも日本語で言えていわれたら言えないし、ワークショップだとか、「それなにやるの？」っていわれるとわからないんで。ここはわからないんですよ。お年寄りだけじゃなくて、若い人たちも意味が分からないと思いますね。どこまで日本語にするかっていうことですかね。それからまちづくり活動団体へのグループインタビューっていうのがわかるかなっていったら全部日本語ですよ。

職務代理

前回パブリックコメントでも・・・

委員

少なくとも、表面のページのファシリテーターとワークショップは括弧書きでも日本語に訳さないとわからないですね。

委員長

もう少し分かりやすくするとしたほうがいいということですね。というご意見をいただきましたので、その辺をちょっと勘案して少し注を入れるか・・・

委員

ファシリテーターはまちづくりの仲間の皆さんもね、半分以上はわかってないと思いますね。

委員長

何となくわかったつもりでぱっと書いてしまうと伝わらないということがあるので、ぜひ、大事な事だと思うんで。その辺もう一工夫をお願いいたします。

主幹

わかりました。

委員長

で、この辺の裏面のあたりのことが今後のいろいろな例えば議会の議論の時に役に立つというか、大事な時のあれになると思うんですね。そういう意味でもきちんと町の皆さんに作っていただく、お伝えするというのが何か少しまたもう一工夫お願いしたいと。その辺が直ればこれで印刷して広報に入れてということで。何月号ですか？

参事

一番早いのが7月号です

委員長

そうすると今日、協議いただく地区懇談会ということで、うまくかみ合うようですね。

参事

はい

委員長

読んでいただいた上でもう一度、地区懇談会、そういうことになります。

職務代理

提案じゃございませんけども、一番最後に書いてある、住民目線の親しみやすい、分かりやすい条例ということで、また私つまりましてね、で、すぐ隣に骨子があるでしょ。これ分かりやすい？親しみやすい？まあ骨子で考えないかんことですが、あの親しみやすく分かりやすいっていう条例はどういうふうにしていくかというのは、これから協議されるでしょうけども難しいですね、だから憲法だ憲法だとあんまりいっているうちになんとなく憲法の昇先生が言われた、条文みたいになってもいかんしね。そうするとなんか条文の解説が必要かなーというね。

委員長

ですから、条文そのものということよりは、これをもう一度わかりやすくする解説のようなものが並行してつくることが重要なと。我々の理解からしても、その辺を噛み砕いてこういうことでこういう表現を。一応そういう条例の条文、あるいは法律のあれでもありますけども、あまりそこをぐだぐだいうところでもないような気がするんで。それときちんとした条例条文と解説という二本立てでいくということにまずなるんじゃないかと思えますんで。あの、豊田市なんかの基本条例なんかを見ても、同時に非常にわかりやすい解説がついていて、時に図がついていたりとか、そういうのができていますので、大口の場合もちょっとそのへんを並行して作りながらいくという、町民の皆様に参加していただくということ、わかっていたきながら進めるということも含めて、あまり固く、固くいくのではなくて、並行して少し分かりやすい解説というかそういうものを並行して一緒に作りながらということになると思います。まあこのかわら版がそういう役割を今、果たすということですね。他にはよろしいですか。じゃあ何かお気づきがあったら印刷をする前にご連絡ください。いよいよ骨子の方へやっていくというかたちです。

[議 題] (2) 条例骨子・構成案について

主幹より資料2、資料3にそって説明

委員長

じゃあ2番目の条例骨子構成(案)についてというところで、皆様方からいろいろ前回の委員会のあとにもご意見いただいたようですが、それを事務局の方が大変苦勞をしてやってみえた。またそれをご説明をいただけますか。

参事

説明

委員長

それでは議論しながら詰めて行きたいと思いますが、いかがでしょうか、私一つだけご意見があつて、条例案への意見という上から二つ目の骨子ですけども現行条例のとの整合性と位置関係を明確にするっていう、つまりこの基本参加基本条例がどういう性格のものか、位置づけみたいなのがどっかにほんとはでてくる、この前の話ですと、やはりすべての町のいろいろな条例の上位にたつて全体を統括するそういう位置にある、私はそういう理解をしましたが、まあどういう位置関係か、それをどこかに入れていただきたい。

それからやはりあの、行政というふうに一口で言ってしまうと、分かりやすいときと、それでも中が違うんじゃないかというので、町長と職員とが役割が少し違うかなっていうのがちょっとその辺がなかなか難しい気がするんですね。行政と言っちゃうほうがまとまりができて、皆さん方のご意見もそうだと思うんですけど、わかり易い所もあるんだけど、あんまりひとくくりで言ってしまうと、分かりにくいというか……

もう一つは議会も、議会ということで地方自治法に書いてあるんですけども、なんか地方自治法の父系というよりは町民参加の中で議会がどういう役割を果たすのかというような少し違った観点から言及しておくほうがいいのか。それから議会という総体と議員一人ひとりというところもこれもさっきの行政というところとおんなじなんです、ちょっと議会と言い切ってしまうのはどうかというような気がするので、ちょっとこれも皆さんと議論したほうがいいのかという気がしますね。私から先に言わせていただきましたが、いかがでしょうかみなさんそれぞれいろいろご意見がありますが、大分事務局が苦勞して皆さん方のご意見をこのようにしました。全部ではないんですが取り入れるところは入れて骨子のところで下線を引いたところが少しそれによって訂正をしたところ加えたところです。

それから基本理念のところ、ここに入れるのがいいのか事務局の方もそういうあのご提案というかご意見なんです、前文という形で何かもう一つ、大口町ってのはこういうまちにしたいんだみたいな。条例の基本じゃなくてももう少しこの条例をつくるにあたってこうこうだつていう前文があつてもいいのかなという気がするんですが、少し難しいかなという感じもありますね。どうぞ皆さんご意見を。

委員

いいですか。今の先生の話にも続くんですけど、この先ほど大森さんが書いてくれたA3のペラでいきますと、No.8番と11番と12番。みんな定義とかの話ですけど、8番でいくと地方自治法のあたりに規定されているかなと皆さんそち読まないかわからない。11番も本来の業務や責任以外のものと書いてくれましたけど、本来の義務や責任はやっぱり別のところで調べないと、読みきれないとか、12番も一緒に、地方自治体までどんな定義づけがされているか結局条例ってよく形がわからない。あちこちの基本法から全

部もってきたら条例なんて100ページになっちゃうからそれは無理としても今回分かりやすく町民のかたに本当に読んでもらって理解してもらおう条例にするならエッセンスだけはこっちにもってこない、あっちにあるからあっちを読んでよ、では、ちょっと不親切かな、と。そうしないとわからないですよ。

委員長

ですから『親しみやすくわかりやすい条例』そのスローガンからすると、その辺をもう一工夫しないといけないかなと。もう一つは地方自治法とかいうところで規定された以外にこの町民参加というところで規定して、あるいは言及しておいたほうが良いような言い方が多分あるかな。議会なんかも多分そうですね。こういう住民参加の時に議会が果たしてほしいのは住民の代表として、同じような立場でまちをよくしていくというようなことをしてほしいというような。ちょっと取り留めのないいいかたですけど。そういう議会のあり方みたいな、こうあってほしいみたいな、言い方をしておいたほうがいかなってというのはあるんですけどね。議員の皆さんも町民の一人として全然違う人格ではないので。先ほどの話では議会議員も、やる訳ですけど、そのときはまあ定義の中に入れておるんですけども、それは相手さんに書いてもらうということですね。いっぺん書いてみやあ、と。

事

今書かれている議会については自治法に規定があって、自治法に定義されているということで、そういうものを大口町の議会ということで、位置づけておるんですけども、たとえ今いわれたように議会の住民の代表として町民と一緒にあって議会も活動していくというようなところを入れるとすれば議会の同意もいるだろうということですよ。そうすると一番いいのは懇談会の中で提案していただいて議論していくというのが…

委員長

議会にまかせちゃうと議論で大変になるので、ある程度こんなものでいかがかというものを…

職務代理

議会事務局というものがあるんだからその人たちと事前に話しとけるというようなことは、いきなりではと話しておるんですけど。

委員長

まあいきなりということはありえないと思うんですけども。

大森参事

この懇談会で仮に進めていくというようなことになれば一度や二度ではなくて、わかりませんが、2回、3回ぐらいどうかな、ということも思っておるんですけど。

職務代理

まあ私は今回の案は議会に書いてもらうというような。そこにいっぺんやっってもらおうと。というふうに理解して、1・2・3・4・5の中にいれとくのはしょうがないと思いますけどね。

参事

それと、あの定義とかそういったもの、条例とか法律なんかでもそうなんですけど、いろんな言葉を使っ

てない。一つ決めたらそれをずっと主義一貫して使うんですよね。でないと、あのやっぱり定義づけがあいまいになってくると対象があいまいになってくるってことになるんで。なるべく行政という言葉で始めれば行政で、ということ。住民等であれば住民等で。あるいは住民でいくという使い方が規定形式のものなんですけどね。

職務代理

私が申し上げたのは、先生もおっしゃいましたが、前文にあげてもいいかなっていう基本理念のところですよ。これなんかは48年間の町政のなかでいろいろやってきた経緯、経過、とくにこの10年なら10年ですね、成果やいろんなものを、いいこともあるし悪いこともあるけど、いいことも多いんですが、これは別紙でいいと思うんですが、あってもいいと思う。それで分かりやすく親しみやすいということで、第1章目的のところから私もひっかかってしまいましたんですが、いざ自分がこの骨子を皆さんに説明をしようとするときに、やはり、最初にしゃべる枕がないと、しゃべれないわけですよ。そこらへんが親しみやすさ、わかりやすさにつながるのかと思って、例えば1. 目的。なぜ作るんだという一章をそもそもの目的は、『評価の高まっている大口町をさらに住民自治の団体のリーダーとして継続発展させたい。そのための目的でこういうことになっている。』それから一番大事なのは第2番目の議会にこだわるのもそうですが定義なんですけども、結局大口町の自治に関わる当事者が一度原点に立ち返って行動する為に一体自分達は何者で、何の為に存在するかということ定義するということ定義されてきているものですから、行政と議会はのぞけないんだろうな。でここでしっかりしますとこの定義を、自覚を促したり、意識改革を促したりというような大上段にふりかかったことなしに、この定義を読んで自分でよく考えてくださいよ、と。いうことにならないか、という期待があるんですが。まずこの、先ほどの親しみやすくわかりやすいということと、今までやってきたことを基本にしてこの先生がこの前おっしゃった住民自治基本条例っぽい、と言われたんですが、ニュアンスがなんとかつなげんかなあ、と思ってたんですけど。

委員

そうですね、あのまず2つあるんですけど、まず骨子目的ですね。この前から言われているように、町長さんもおっしゃいましたように、今ある総合計画、その他いろいろ条例がありますが、そのもっと上に位置する憲法的なものという方便をどこかに。それをはっきりこういう位置づけの条例なんだと、やはり表現したほうが私はいいと思う。それと議会の件ですけど、これは私もいろいろ意見を書いていただいているんですけど、中村さんおっしゃいましたように、とにかく言っちゃ悪いですけど、開かれてないんですよ。年に数回の議会だよりも配られるだけで、私はいろいろな方に聞いても議会って何をやっているところだろうと。何をやりになるのが議員さんなんだろうと。ほんと、わずか2万人の人口のまちでね、いつもそういうこと耳にするんですよ。私もよくわからない。また月曜日も傍聴にいきますけど、私なんか議会を理解しようとしている一人ですけど、私でさえ分からないですよ。分かれというほうが無理であってですね。まだまだいろいろ交流も必要ですよということを、私まず申し上げてるんですけど。それからあと懇談会、そのすごい楽しみにしているんですよ、私。議員の皆さんとね。まあ率直な意見を聞きたいんですが。それはこれに書いてあるように委員の皆さんの言うてくださることを表現していき、この委員会でこういうことはどうだろうか、ということ逆を提案することも議員の皆さんに決して失礼じゃないだろうし、悪い事ではないと私は思ってるんですけどね。とにかく議会の方も一町民として、一緒に住民も町の執行部も皆さんも一緒にやっていこうという、もっといい町にするという条例ですから。議会だけ特別な存在だと、ということにはならないといつも思ってます。

職務代理

大分私より遠慮がちに言いますね。ひどい事を言われてるみたいですね、活動されると。

委員

議員数人の方とね、お話しますけど。活動センターはいいけど、これはただではいかんぞ、とおっしゃいますから。そういわんと願いますよと。

職務代理

実は私も前回二人で傍聴したことがありますね。総合計画のあれで。議会を傍聴しようよと。

委員

是非今度見に行きましょう、傍聴しましょうよ、16日。9時30分からです。

職務代理

ということも一つのあれですよ。

委員

私らも地方自治法で決まってる住民としてのね、権利ですよ。権利を行使してるだけですよ。だから私らが住民として傍聴に来たらいいじゃないですか、言われたらそれはやっぱりね、私なりの責任がある。

職務代理

私も来てびっくりしたんですが、あそこへ朝行って署名すれば傍聴できるんですか。

参事

そうです。

委員長

いや決してその参加基本条例は、議会とバッティングするものではありません。むしろ議会の皆さん、頑張ってくださいという、そういうエールを送る条例だということですよ。そういうふうに理解していただけるような、条例であれば。例えば豊田市のまちづくり基本条例なんかでも、議会は直接選挙によって選ばれた住民代表の機関であることから、住民の参加を尊重して住民の意見が反映するように努力するものとする、努めるものとする、多分そういうようなあれだと思いますけどね。かなりはっきり議会は議会ですっかりやってくださいというような、そういう条文だったと思いますね。

職務代理

そうですか、さすがですね。

委員長

それから議員も議員という定義もあって、議会だけじゃなくて。議員の皆さんもそういうふうに使われた人だから住民の主張を伝えてください、みたいな、そういうのが入ってたと思う。

職務代理

前に豊田市の資料にはなかったですか。

委員長

行政といわずに執行機関といっていると思いますよね。豊田市は。その中で町長と職員というふうに分けてあります。まねしろ、というわけじゃありませんから、大口は大口らしい条例にしたいですから。議会のところも非常に遠慮がちにこの条例の目的及び基本理念、つまり参加と協働のまちづくりという理念を尊重してやってくださいということだからいいんだけど、もう少しダイレクトに書いてもいいかもしれないですね。

参事

この中ですが、2ページのところの3、4のところですけど、前回入ってなかった基本理念の中に議会って入れたり、それから4のところの一番最後ですね、前は、行政は住民等の参加と対等な協働を実現する義務を受けますということを入れました。

委員長

このところで触れているんだけどもう少しわかりやすく、議会とかいうところに入れてしまってもいいかもしれない。ちょっとその辺の最終的には組み替え、どこに何をを入れるか、っていうのは先ほどの基本理念のところのなんかも前文とどうするかとか、そういう話しがあって、この条例の基本理念とそれから条例が目指すようなものがもう少し大きい。最初の方でどなたがおっしゃった町民憲章みたいな、そのための前文をというところは、皆さんと議論していただくかなと、思います。皆さんの意見をいただいて大分いろいろ変わって付け加わりました。もう一頑張りしてうまく整理をしていきたいとします。その辺でこういう意見が出たということと、それから事務局でかなり努力して入れてくださったことに対して、今どうしなさい、というご意見をいただきにくいと思いますので、お持ち帰りいただいて次回までに早めに、メールあるいはFAX等で、事務局の方にご意見いただいて、またそれを議会に出していただくというそういうことにしてはどうでしょうか。豊田市とか他の市町の資料をみなさんにお渡しいただいていますか？

職務代理

いただいています。我々のような一住民が、専業と証する議員から若干のパワーハラスメントを受けることと、この事務局の議会に対する及び腰ですね、これがはっきりしとかんといかんもんですから。あの多少パワハラがあるんですよね。あなたたちはよくわかるですよ。

委員長

専業の定義を、責務をということと、少しその辺を頑張ってもらっていいものにしていき、決して議員とか議会とかに対抗するためのものではなくて、むしろ一緒にいいまちをつくっていきましょう。それぞれの立場でそれぞれやっていきましょう。そういうことです。

職務代理

私も扇動しているのではなくて、なんとか旨く話せる糸口をつくりたいと思っているわけです。

楠委員

たとえばふれあいまつり、協働で事務局をやらせていただいているんですね。あの議員の皆さんが本当にい

い機会だからね、一緒に来てあのいろいろやれば、そういう場所で交流なさいませんか、と持っていくんですよ。そんなの勝手に個人の議員さんがやればね、ボランティアで、いいんだと。私は今年もお願いに行こうと思っているんですけど、あきらめずにですね。

委員長

じゃあどうでしょうね。今日のところはそんなところで2号議案といいますか骨子構成案について、お持ち帰りいただいて、ご意見をお寄せください。

委員

一つだけ確認しておきたいことがあるんですがね、4ページから5ページのいろんな制度の説明で、ごめんなさい表現の方なんですけど、手続きを制度化しますという表現と、「〇〇します」という表現があって、手続きを「制度化します」という言い方が多いんですけど、多分こわいのは手続きは制度化するけど、やるかやらないかわかりませんみたいな。逃げ隠れがあるのかな、と。「〇〇します」とはっきりいってしまえばいいのに…

参事

これは整理をしなきゃいけないんですけど、骨子なので、条例の条文にしたときには制度化しますということではなくて、こういうフォーラムを「実施します」。こういう制度を町としては用意して、協働を進めますということで、下に2、3、4と、次の各号に示す制度を用意して住民との参画、協働を推進しますということで、1号2号3号4号でこれこれと。で、最後に詳細については別に条例、あるいは、規則で定めるという形にはなると思うんですけどね。

委員

よくわからない。やる気があるのかないのか、そこだけですね。

職務代理

あの、前回の資料と比べると進歩しているつもりでも、しますというの、努めますというのがあったんでね。大分変わってます。

委員長

今の非常に大事なご指摘なので、制度をつくるだけではなくてむしろ実施しますということで町民参加を進めていきますというそういうことにつながるように条文というか中身もきちんと最終的には作り変えたいということよろしいですか。

委員

進化して最終的にいいものになればいいので。

参事

ちょっと条文そのものとは違った形になってくかなと思うんですけど。

職務代理

それから先生、最後にですね、あの行政の所の最後の下線で「その権限からこの条例の対象とならない機関もあります。」これは蛇足というかちょっと用心しすぎじゃないでしょうか。

参事

結果として、対象とならない機関もあるということで、あらかじめ、最初からこことここは対象になりませんよ、ということは書ききらないということで。

職務代理

あの聞いてこられたらチャンスじゃないですか。そりゃそうですねというだけで。

委員長

それから、自治組織ですよ、区のあり方みたいな、その辺をどうするかっていう、私はちょっと町の外にいてよくわからないんですけど。町内にいらっちゃって、その辺やっぱりあのこういう自治組織というのが、地域のやはり自治ということは根底にあることなんで、この自治組織というのは非常に大事なことになると思うんですね、だからそここのところを避けてとおってしまうと、なんか旧態然とした、地区によってもものすごく違いがあるかなっていう感じなんですけど。非常に先進的で、知的にやっているところと、何となく慣例で動いているところで、そこの住民が参加することには障壁になりかねないということもあるんで、ちょっとその辺のところももう少し上手にというか皆さん地元の方少しご意見をお願いします。

職務代理

さすが曾田先生でありまして、私のFAXで書き送ったやつも、ここに書いてないですけども、町長ちょうどおみえになりますから、ちょっと言ってきますと、自治組織の責務って7番ですね、で、各自治組織は区長会等町政との協働を強化しなきゃいけないし、単なる伝達、集金機関にとどまらず、住民の共通問題について他の行政区と横断的にタイアップして、行政に対して政策提案機能を強化したり、提案フォーラムを利用したりというような、要するに自治組織を今までのあり方からかなり根底から見直してですね、横断的な組織にして、行政課が役立てていただくと。単なる利益誘導じゃなくてですね。あのそういうことを申しあげたらここに書いてあるんですが、過去に区長を行政の施行規則に位置づけたときに区への介入という捉えられ方をした経緯があるといつてまた経験が邪魔をするわけですから、そのときはいろいろ事情があったと思うんですけども、あのやっぱりこれから自治をいっているわけですから自治組織としての行政区をやっぱり強化して、本当に有効な、住民に一番近いところは行政区なんですよ、やっぱり。

委員長

その辺のあり方をもう少しきちんといってほしいのかな、と。

職務代理

これが先回で行政課でも懇談会をするということで、その時にうかがってみようと思いますが、町長ちょうどおみえになりますから、意見はいいんですけど。

委員

私がいいたい骨子は言っていたんですけど、あの総合計画の時にも素朴な疑問として随分ぶつけたつもりですけど、そのときはあの100年ぐらいまで違うからね、そう簡単には変わらないんだと、だからいっても無駄だよということで、私もあーそんなもんですかということでね、私の頭の中にあるのはそれなんです。実は今度のこの立派な条例が出来たと、そうした場合に最終的には各自治区またはコミュニティでどういうふうな意見を出し、もっといいものにしたいと思ってもですね、今のままでは、懇談会で廻っている多少はわかりました。今のままであればですね確かに役員の方もものすごくがんばっていらっしゃるん

ですよ、余野なんか人口多いからね一応4人の副区長さん追って又評議員がいて、3月の末に引き継いでできるだけたくさんの方を集めて総会というのをやるんですが、そのときには年間の路線が決まってしまうね、それを引き継ぐだけなんですよ。だからじゃ来年はこうされたらどうですかと私が意見を申し上げたくてもね、それは本当はそうした方がいいと、区長さんが思われてもね、もう不可能なんですよ。で、ものすごく忙しいしね。だからそれがずーっと踏襲されてですね。だから新しく区長になられた方のような例が結構多いんですが、そういう方の意見なんかまず通ることがありませんわ。言う機会もないしね。私はいろいろやっていますからね、直接区長さんのお話申し上げたりして、提案はするんですけど、提案してもね、できないような物理的な流れになってますからね。なるほど、これは100年ぐらいの制度があって、ということでおっしゃいましたよね。いいものができても実際これを参加と協働のまちづくりにどういう形にね。できたけど実際にはなかなか動きにくいんじゃないかと。とにかく随分温度差があるんですよ。ここ一番本当は大事だと思う。どうですか。中西さん。

委員

そうですね。本当に自治区の方、頑張ってるのはわかるんですけど、自分が住んでいて、その意見が取り入れられるような制度になってないのは、現状だと思いますね。私は前回出ていなくて、ちんぷんかんぷんなことをいっていたら申し訳ないんですけど、私がちょっと気になっているところは、2ページの(6)協働の定義のところなんですけど、参加と協働の原則のところもそうだと思うんですけど、住民と行政の協働しかここでは取り扱っていないような感じがするんですけど、例えば自治区担当者であったりとか団体さん同士だったりとか、協働っていうのは必ずしも行政と住民だけではないと思うんですけど、そのあたりがここにもうちょっと入ると自分が関係しているっていう気がする。これを見ていると、個人と行政「私、別にそんなに協働する気がないから」、もちろん地元の企業の方も協働できるかもしれないし、っていうことをもうちょっと入れられたらいいとか、参加と協働の原則の過程で今回変えていただいたことも、住民の自治的な活動を促進するだけのコーディネートではなくて、団体さん同士だったり、住民同士が話し合っって町のことをコーディネートしたらうまくいくんじゃないか、とかあると思うんで、そういうことももう少し言葉として、協働にかかわる住民として、この言葉ってスッて入ってこない文章が多いというか、対等な協働って、この対等っていうのが、きちんと明確な、抽象的な言葉ではなくて、もうちょっと分かりやすいものになるとこの条例ができたときに活動しやすいな、と思うところがあります。

委員長

大事なことですね。だから自立と共助のまちづくりっていうところで、協働するためには対等に立場じゃないと、っていう部分があるんですよ。だからそのところで、行政と協働だけではなくて、住民同士の協働、あるいは住民の団体との、あるいは自治組織とその住民との協働っていうなんかそこらへんを入れられたらというご意見です。

参事

ちょっとよろしいですか。協働のところ(6)の協働で「住民等」という言葉を使ったり、コーディネートの新しいところを行政、住民等の自主的な活動というところで使っているんですけど、住民等っていう定義を読んでいただくと、まあそのために定義をしてあるんですけど、自治組織、町内に在勤、及び在学する、その他大口町のまちづくりに関わる人を言います、ということでその住民等は、住民と自治組織を含むわけですよ、そこには自治組織の定義があって、さらにその上には住民の定義があって、事業者、または団体を言いますということで、基本的にその定義の中で、全体を表すと、いう形をとっております。

職務代理

ですから、やっぱり今の討議の主体は自治組織のことなんですけど、結局は横断的に、例えば自治区同士が共通の問題を横断的にやってくださいという話を今の団体同士も困るねという、これは非常に大事なキーワードでしょうね。

参事

個人的な感想なんですけど、自治組織というか、いわゆる行政区なんですけど、区長さんが任期一年。そういう中で行政課が町からのいろんな補助金を一般財源化したような形で区への交付金に換えたいということとで苦勞をしておるんですけども、任期が一年ということで政策的な議論ができんわけですよ。「まあ私一年で終わるから」というところがあったり。あるいは「私はいいですよ」と賛成しましょうと言っても、次の年になった人が「いやーそんなことは・・・」となったりとか、純粋に政策的な議論ができないということが個人的な意見です。基本的には条例での定義も大事なんですけど、本当はそういったところが制度的に変わっていく中で、やっぱり活動が変わっていくと一番いいのかなと基本的には思うんですけど。行政課との打合せの中で、出てくる話だろうと思うんですけど。

職務代理

行政区の自治組織のあり方を根本的に見直すのかどうか、ということがこの条例の効果、効き目に関わることで、町長がおみえになるからといって言ったんですけど、ちょっと今までと違う考え方で自治組織、行政区を活かさない、いけないと思います。

委員長

その辺がどうかということにこの条例が活きるかどうか。

参事

今言われたように、区長さんなんかは大変で、日日の通常の業務に追われて、協働とか参加っていうところにまで行きつけてないのが現状だな、というのがあんですけどね。

職務代理

でも懇談会やってるときにね、垣田の区長さんが、「あれだけの危機管理をやりながら」とか「語学教育をやりながら」とか、秋田でも危機管理をやりながらとか、いろいろ素晴らしいことをやっておられることを随分お聴きしたわけですけど、ああいうものを横断的に出していきたい。一つの区長さんの話だけで頑張ったってできんでしょう。行政と一緒にってということはあの時痛感しましたけどね。

委員長

だからその辺がね、いかに行政区で自治しなさい、とポンといくんじゃなくて、もうちょっとその辺をうまくつなげるみたいなことが、条例がどうのこうのというのかわかりませんが、ないと、この条例が出来てもあんまり活かないなっていう。だからそういうところがあるんですよ。いろいろなことを少し同時進行で考えなければいけないのかもしれない。一番やっぱり行政区のあたりが、100年の歴史というか100年の根っこがあるんで、難しいことは難しいと思いますし。ちょっとその辺がひとつ大事な論点ですね。

職務代理

道があれば

委員長

それでしっかりまとまってきた、ということもあるわけだから悪い事だけではないので、うまくいかしてなんかやれるような気がするんですけど、ちょっとその辺で、地元の皆さんの知恵をたくさん拝借したいな、と。

参事

また懇談会やっていくことになると思うんですけど、その場で意見を聞きながら、つくっていくそういう方法もあるんだなと思うんですよ。これを見るといろいろ意見がでてくると思うんですよ。条例に反映していけばいいと思います。

職務代理

私の悪い癖ですが、誘導尋問的にですね、ある意味目的に向かってやっていくというのが、その境目が難しいです。ええか、悪いかって。疑問に思うんです。

委員長

その辺地区懇談会に実際入る前までに少しどうするかっていうあたりを用意するか考えるか、しましょう。他にいかがですか、まあ骨子のところ、いろいろあると思うんですが、私が気になったのはそんなところですよ。

職務代理

もう一つバカな事を言わせていただいてもよろしいですか。地区懇談会前に事前にやりまして、また今度地区で説明すると、そのためにはやはり、前置きだとか相手のアトラクティブにひきつけてやってくということは今までは感じましたが、地区懇談会をやっているときも思ったんですけど、まったくフリーに出てこられた方が大半なんですけど、議会議員の経験者、区長の経験者そういう人たち、例えば総合計画を立案したときのまとめる委員長さんは高橋さんという議員さんがやられましたね。それから議員OBというのも随分あるんですが、かなり彼らは言うべき発言の技をもってますし、ちょっと現役を離れて寂しい想いというか、客観的な意見をもっておる、あるいは批判的な意見をお持ちなんだけど、そういう言葉としてはワイズマンクラブというか、賢人からお聴きするような懇談会が一回いいなと思うかなーと。私は総合計画でいろいろやったときに本当に委員長も賢人でありました。だからいろいろ経験された議員OBといった、選抜してもいいんですけど。

委員長

おもしろい提案なので、スケジュール等でうまくできるようでしたら、この委員会の提案として呼びかけをすると、いうことにしませんか。ね。大事な事でいろんなことを知ってらっしゃると思うし、できればそういう角度をかえたところからもご意見というののもいただければ非常に参考になると思います。

職務代理

住民に来ていただくということでもいいんですけどね。第一段階としてはそういう方々の意見を聞きたいな、と。私は…

委員

あの、森部長ね、3月の一般質問の時に、ある議員さんがこの審議会ね、もう少し委員を増やしたらいい

んじゃないかと、でその人選については区長経験者等入れたらどうかという、ちょっと議員さんの名前は今わかりませんが。それに対して森部長がいい意見だけど、このままでいきますということを回答されたらと思ったんですけど。そういう過去の議員さんをね、私、今日来るときにある先輩の方から、議員懇談会、まあおっしゃることそのとおりなんですが、区長経験者の元気な方ね、出来るだけそういう方の意見を聞くようにされたほうがいいと思うよ、というアドバイスをしていただいたんです。

委員長

ですから、行政区の問題なんかも含めて、そういう機会を持てるとすこしよい知恵がでるかもしれないですね。厳しいスケジュールの中ですから、できればそういうふうにしたと。いいご提案でした。いろんな角度から町民の皆さんから意見をいただくということが主旨でしたから、それも一つの有効な手立てではありますね。ありがとうございました。じゃあ一応条例の骨子構成案まだ継続のところということで少しいくつか問題点がでてきましたけども、そのへん、皆様方からもう一度いろいろご示唆いただいて、少しずつね、いい方向へ絞り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。3番目の地区懇談会について、ということで、事務局の方からお願いします。

〔議題〕 (3) 地区懇談会等について

主幹より資料4、資料5にそって説明

参事

その前文の話とかですね、そういったことがもしこれがあるとすともう一度ここで議論していただかないかなのかな、と。

委員長

そうですね。

参事

そうすると6月19日というのは・・・

委員長

ちょっと厳しいと。

参事

そうすると基本的に月に一度議会の協議会あるいは全員協議会があるんですが、7月には議員さんの行政視察があるということで、原則的にはない。これは議会のほうにきちんと話しをすればそういう場は7月にも設けてもらえると思いますけど。そういう点で6月19日で予定しておりますけど、今日の議論の内容を、皆さんと私どもと、お話しを伺ったものを検討してもう一度テーブルにのせて、その後かなとも思わなくもないんですけど。その過程で昇先生と6月24日、実は先生のほうには骨子がFAXで送ってありまして、先生からご意見を伺うと。で24日お会いする約束になっています。そういうのを経て、もう一度また皆さんに。テーブルに上げたほうがいいのかなと。

曾田委員長

それから実際問題として、6月19日というのは名古屋市の福祉のまちづくり推進委員会の方とちょうどぶつかっちゃって。

参事

あの懇談会についてはぜひ皆さんにでていただいてですね、率直な意見を議員と交換していただきたいと思います。率直な意見は交換していただきたいと思いますけど。

委員長

6月19日というのはもう一回ここで討議をしたうえでということで7月あたりでうまくできれば今回いかな、ということですが、どうでしょうか。

いずれにしても昇先生とは6月24日に事務局の方がその後の…っていうのですね。

参事

フォーラムですけど、8月23、24日、9月20日ということなんですけど、仮に7月にずれ込むということであると、9月20日という線があるかなと、で、先生はかなり忙しい方でこの3日しかないということ。

主幹

10月までの日にちをお示しして○を打たれたのはこの3日間でした。

委員長

こちらのほうも9月ごろにある程度骨子のあれがまあ構成案として固まるというようなこともあって、あるいは町民の皆さんも夏休みのおしまいは学校が始まるので宿題とか、皆さん、親御さんまで大変かもしれないので、9月20日という線でいかがでしょうかね。どうですか。そのぐらいが一番いい線かなと思いますけど。なんか地区懇談会とはちがった方からいろいろスケジュールが決まってるみたいですけど。

参事

これは先生の予定を聞かないと。

委員長

じゃあ9月20日にこれはお願いしてここにもつてくように我々のほうもある程度頑張るということで、夏休みが大変皆さんおいそがしいですが。それで議会のほうも7月、あるいは行政課、地域振興課合同のあれも、これは6月下旬でもいいんですが、6月下旬か7月の始め。でその辺で行政区の問題等が少しわかった感じのあとで地区懇談会という、そんな感じでしょうか順番としては。どうですか、事務局の方は。

参事

行政課との懇談、地域振興との懇談を経てから地区懇がいいと思いますね。そういう意味では、流れとしてはこういう流れでということ、次の開催も決めていただければ、それにあわせて案を作ります。

委員長

では次回。案を言ってください。

参事

24日に昇先生と話しをさせていただいて、多分いろんな指摘をいっぱいいただけると思うんですけど、それを繁栄させるということになると、7月のはじめぐらいで入れたいと思うんですけど。

委員長

始めの週で、6月30日月曜日から7月4日金曜日ぐらいまでというところですね。

参事

30日の午前中は愛北の臨時議会がありますので。あとはいいと思います。
30日の午前中と1日の午前中がちょっと都合が悪い。

委員長

では1日の午後1時30分ですか。行政課、地域振興課の皆さんの決めちゃいますが、向こうの都合もあります。

参事

これは次回までに向こうと調整して日にちを決めておきます。

委員長

では候補日を二つぐらいつくっておいていただいて、ということにいたします。では次回7月1日午後1時30分で。

職務代理

私は毎回ここに来るたび昇先生の講演録を読んできて自信をもらってくるんですけど、情報公開っていう今度懇談する相手さんですね、行政課若手職員とかっていう、そういう方たちにはパソコンでいっとるぞーというだけですか。

主幹

あの資料の骨子を簡単にまとめたものを渡すようにします。

職務代理

そのほうがいいですね。

主幹

会議録はとてもだめだと思いますが、骨子まとめたもののほうが。

委員長

この前常任委員会が出したもので。

職務代理

お聴きしたら非常に毎回役に立つんですけど、さきほどの区長さんでお願いするというやつもそうですが、区長さんには懇談会をやる事前の区長会であらかじめ骨子の説明はしているんですよ。そういう時に同時

というのはかわいそうな気がしたんです。人を集めるのは集めにくいでしょうし、事前に我々がやっていた
だくようにね、やっという差し上げればいいんじゃないかな、と思うんですけどね。

参事

前회가区長会で依頼したあとにまた説明して歩いた覚えが…

職務代理

特にこの骨子について

委員長

区長会というのは毎月ある？

参事

はい

委員長

でしたらまあ現在進行形というかこんなことだっているのを時間いただいて少しご説明いただけると。ま
たそのとき突然っていうとね。また大変なんで区長さんぐらいには。で、地区懇談会を予定してもらってよ
ろしく、という。

職務代理

ぜひ今度は長老をよろしく。

主幹

私ども総合計画を策定するときに事前に講演を2回とご指導いただいた、肩書きは東京大学名誉教授の大
森彌先生の講演が今週の末14日ですね、岩倉の体育館であります。その議題が地方自治と地方議会です。
講演会です、これは岩倉市の職員組合が企画したもので、案内の方が一般の方もどうぞ、と来ております
ので、もしお時間があるようでしたらご参加いただければということです。今の大森先生のライフワークが
地方議会をなんとかきちんと地方分権時代にあった議会活動をしてもらうようにと、全国の市町村やいろん
なところでお話しをしてみえています。

委員長

資料があったらもらってください。次回は7月1日ということでお願いいたします。今日は本当にお疲
れ様でした。